

日本労働年鑑 第27集 1955年版  
The Labour Year Book of Japan 1955

第二部 労働運動

第一編 労働争議

第三章 主要な争議

第八節 銀行従業員の争議

一二万の組合員を擁しながら、いつも「静かなる闘い」と諷されて来た全銀連(全国銀行従業員組合連合会)も、毎年ほとんど定期的に四半期毎の闘争をくり返すうちに次第に組織的にも成長を示すに至り、一九五三年には銀行営業部の現業ストというほとんど空前の争議を整然とおこなって注目をひいた。銀行の従業員がストライキをおこなったということだけでも、今まで組合運動を全く見くびっていた銀行経営者たちを周章狼狽させ、支配勢力にも大きな衝撃となったばかりでなく、国民各層に与えた直接間接の影響力は少なくなかったものと考えられる。そのため資本家団体(日経連)が直接のり出して積極的に干渉を加えるほどの深い関心を示し、ジャーナリズムも大きくこれを取上げて世論をかきたてる等、特異な動きを見せた。

前年末の越年闘争につづいて、全銀連のこの年の争議としては、一一三月の臨時給与闘争、四一六月の賃上げ統一闘争、七一九月の臨時給与闘争、一一月以後の越年闘争等があるが、その中心は四一六月の戦前復帰方式に基づく賃上げ闘争であり、福銀ストがその最高頂をなすものであった。

以下、この年の代表的な銀行ストとして九州の地方銀行である福岡銀行の争議を取り上げることにした。

福岡銀行争議の背景

福岡銀行は戦時中の一県一行主義によって一七銀行を主体とし福岡県下の大小の銀行が合併してでき上った典型的な一地方銀行であり、従業員は二四〇〇名、うち九〇〇名が女子行員である。同行は他の多くの地方銀行と同じく、その経営内容についても、労務管理についても、封建的性格、非民主性が根深く残っており、この争議も積年の経営者の封建性、非民主性にたいするうつ積した不満が爆発したものである点が特徴的である。

地方銀行に通有な封建性は、この場合も地方ボスとの密接なつながりと、それによる経営の不健全としてあらわれていた。ボスとのつながりについていえば、このストに当って暴力をふるってピケラインを破ろうとしたのはいわゆる地方ボスであり、ピケを破れないことを怒ったこのボスは、ピケ隊の人を銀行の応接間に呼びこみ椅子をふり上げて全治二週間の傷をおわせた。このボスの事業は月産三〇〇〇トンほどの炭鉱であるが、かれにたいして銀行は不相応な巨額の貸付をおこなっている。そしてボスが金利を払えないために銀行に差入っていた自動車を、銀行は争議中ボスに貸してスト破りに使用させていたのである。このようなボスとのつながりからまる不良貸付は、従業員の給与にたいする圧迫となっていた。そのことは、審査とか管理というような非営業部門に働らくいわ

ば銀行の幹部候補生ともいうべき、どこの銀行でもだいたい組合活動に熱心でない人々が、この争議でかなり強い力の一つになっていたことにもあらわれている。

職場における封建性も多くの銀行の場合にみられるところで、女子行員は結婚すると退職しなければならないとか(たとえば大分銀行その他の場合、組合側の抗議で表面上は撤回されたが、事実上は支店長などを通じてやめなければならないような圧力がかかっている)、職制を通じて時間外労働に賃金が払われなとかの例が少なくないが、福岡銀行の場合でも、職場大会で一寸活潑に発言すると転勤させられることが多く、組合役員の選挙も、銀行の人事課の干渉を受け、立候補も全部人事課が指名するという有様であった。

福銀ストのも一つ特異な点は水害との関連であった。丁度団体交渉の最中に九州地方をおそった「六二年ぶりの大雨」は、経営者側の逆宣伝の材料に使われ、銀行の水害を利用して要求縮小を強要する口実になったものであるが、同時にこの水害によって組合側はいよいよ要求の妥当性を痛感することになっただけでなく、罹災した多くの同僚を救うためにも要求の貫徹が切実な叫びとなり組合員の団結をいっそう強固にする原因となったのである。

## 争議の経過

生活水準の戦前復帰をめざす全銀連傘下の共同闘争に備えて、福岡銀行従組では前年一一月から、ベースアップ、退職手当金規程の改正、長期療養者対策の三つの目標を掲げて要求案をねり、長期にわたる慎重な検討と大衆討議をへて、六月五日、左のような要求書を提出した。この要求の特徴は、これまでの給与闘争が多分に利益配分闘争の傾向をもっていたのにたいして生活権擁護闘争を強く打ち出し、能率給の拡大に反対して生活給を確保することを中心にしたことであった。ベースアップ要求においては、同一年齢間の給与格差の縮小、男女初任給の撤廃、労務行員の給与の引上げを重点にした。退職手当については、勤続三〇年停年退職者最低一五〇万円以上、行員五年勤続退職者最低五万円以上、行員傭員の差別撤廃を基本方針にした。長期療養者対策では、勤続年数の如何にかかわらず、従業員は最低三年以上の生活および身分保障、勤続一〇年以上の従業員は最低五年以上の生活保障と死亡または停年になるまでの身分保障を受けることを重点としていた。

### (要求書)

#### 一、ベースアップに関する要求書

(1)昭和二八年四月一日現在における全従業員に対し一九才一五〇〇円(アップ後の基本月収額九〇〇〇円)、五四才八一五〇円と各年齢別の加算額を決定(この結果現行一万五二〇〇円ベースが約二五%アップの一万九〇〇〇円ベースとなる)

(2)右加算額は男子行員、男女傭員は特別手当、女子行員は現在の本俸に一律に一二〇円を加算し、残額を特別手当に加算する。

(3)昭和二八年度の新規入行者の初任給は男女同一として、新制高校卒業者九〇〇〇円、新制大学卒業者一万二二〇〇円、旧制大学卒業者一万三〇五〇円とする。

#### 二、退職手当金に関する要求書(略)

#### 三、長期療養者対策に関する要求書(略)

右の三要求の回答期限は六月一五日であったが、この日ついに回答なく、二五日に延期を申入れてきたのを一週間に短縮、二二日の団交において一万七〇〇〇円の賃上げ回答が出されたが、拡大中委はこれを不満として闘争体制に入ることを決議し、二八日の臨時大会召集を決定した。

この間、二〇日には、要求貫徹のため団結を要望するとの掲示が某株主の手で破りすてられた。

二四日に降りはじめた雨は二六日には西日本をおそう豪雨となり交通は寸断され、拡大中委は罐詰となり、臨時大会開催も不可能となった。銀行側は「豪雨が早くきていたら、あの回答は出さなかったのだが」と回答の白紙還元を示唆してどう喝的態度に出、しかも罹災した従業員を省みぬ態度は組合員を憤激させた。

この結果、七月五日の臨時大会は、前日の「暫定四月より一万七〇〇〇円プラス七月より月割臨給一〇〇〇円支給」の回答を蹴って闘争宣言を発し、闘争委員会の設置を全員一致で可決し、さらにこの中闘にストを含む一切の争議の指令権を附与する件について投票

投票総数	三〇八
賛成	三〇四
反対	三
無効	一

の圧倒的多数で決定した。

(闘争宣言)

六月五日我々の提出したベースアップ、退職金、長期療養者対策に関する要求は茲数年来の当行収益の著しい向上並びに他銀行他産業の実情に比較し極めて謙虚にして最低の要求である。又最近に於ける社会一般の生活環境に於て銀行員の体面を保持し安心して行務に精励するためには今回の要求では未だに極めて不充分である。特に今時の水害に伴う諸物価の暴騰に依り我々にとってこの要求は愈々切実となり一刻の猶予も許し難いものとなった。しかし我々はあくまでもこの要求を労資相互の信頼と誠意ある交渉によって平和裡に解決することを希い今日迄隠忍自重、凡ゆる努力を尽くして来たが銀行は或る時は他行の情勢、或る時は組合の強弱、最後には水害の影響等極めて一方的乃至抽象的言辞を弄して未だに我々の切実なる要求を理解していない。

我々は最早これ以上忍耐する事は不可能である。従って我々にあたえられたる合法的手段に訴えて我々の謙虚なる要求を貫徹する為に本大会に於て闘争委員会の設置を決議した。茲に我々は七月八日午前九時以降銀行との間に争議状態に突入することを宣言する。

昭和二八年七月五日

福岡銀行従業員組合  
第九回臨時組合大会

つづいて、交渉委員から銀行側に誠意なしとの報告をきいて第一回中闘を開き、指令第〇号(支部闘委の結成、争議行為の準備)、第一号(八日より全店一斉リボン、福岡非営業部門一斉昼食休憩、全店水害被害者一斉賜暇)を発令した。

八日、予定通り全店一斉リボン着用をおこなったが、銀行側に団交再開の意志がないため、同日午後から非営業部門は無期限スト(事務スト)に入った。組合の団結は固く、福岡市内の各市銀、地銀は合同職場大会を開いて闘争支援を決意し、県総評を中心とする友誼団体の支援、激励も活潑となった。これにたいして銀行側は課支店長らに第二組合結成を働きかけ、新聞、ビラで「組合側のしている行動は銀行の公共性より見て遺憾であり、会社は誠意を似て解決にあたっている」との声明を発表した。組合側は「銀行員は何をしているのでしょうか」のビラ五万枚を印刷して、一日から

街頭宣伝にのり出し、また組合切りくずし工作を封ずるため、協約の部分協定としてユニオン・ショップ制の締結を申入れた。

久しぶりの団交が開かれたが、進捗せず、銀行側は「団交時間は一時間」という条件を出したり、抗議をきき入れず重役室に鍵をかけて交渉を打切るに至った。一三日、先にビラを破った株主は暴力をふるって組合員を負傷させる事件も起った。組合は無期限ストを再確認すると共に、全員辞表提出を決議した。

一四日には、ついに本店営業部が無期限ストに突入し、非営業部のストも続行され、これ以後、本店全面ストとなり、事態は一そう険悪化した。

一六日午前五時半、いわゆる第一次幹旋案が提示され「一時間以内に諾否回答」を求めたが、中闘はこれを拒否した。なおこの日、銀行側と手を結んだ市内中小企業者大会、福銀取引者大会等が催され、中小企業者の一部は商工会議所とタイアップして市内各所に「福銀スト絶対反対」の看板を立てたり、宣伝カーを使って「中小企業を殺す気か福銀スト」、「水害を忘れたか」、「値上げより先ず利子引下げだ」等のビラをまいたりし、取引者大会も「福銀のストをお止め下さい」のビラを三大新聞に折込み、職場復帰を呼びかけた。組合側もさらに七万枚(一五日)、一〇万枚(一六日)のビラを印刷して市内の中小企業者に呼びかけた。

これより先、一〇日には県知事、市長、県商工会議所会頭三氏の要請、一七日には地労委の勧告があり、組合側は了承したが、銀行側はこれを拒否した。また同日、頭取は記者団と会見して次のように発表した。

- 1、ストの背後には全銀連がある以上、組合要求まるのみにしても問題は解決しない。
  - 2、一万七〇〇〇円以上は一銭も出せない。
  - 3、ストライキについては非常に困ったものだが、今ここで組合案を呑めば経営者として落第だ。
  - 4、斯様な状態が続くなら銀行はつぶれてしまうかもしれないが全国銀行のため断乎闘う。
- 一八日、ごく少数(一二名)の脱落者があったが団結は固く、この日以降支店各所でもストに入った。

銀行ストのニュースはようやく中央のジャーナリズムでも大きく問題にされ始め、一八日には閣議で、福銀スト解決のため労働省の事務官を福岡へ急派するむね決定したと新聞やラジオで報道された。

二〇日には、「反動の拠点にて証券センターの天神町支店」の無期限スト、県下一五支店の時限ストがおこなわれた。この日、天神町支店では、福岡証券取引所関係者約五〇名と合流した脱退組が、「ワッショイワッショイ」の喚声をあげてピケラインを突破し、ピケ隊員をつきとばして土足のままカウンターの乗りこえて強行執務する騒ぎがおこった。

また銀行は取引者代表約三〇名を動員して組合執行部と会見し、「われわれはアカに指導される銀行には預金しない」と叫んで三役の吊し上げを始めたが、集まった二〇〇名近い組合員によって逆に説得され、先の発言を失言として取消した上、感激して組合側と握手し、最後には組合を激励して帰った。

組合員大衆の決意は固く、団結の力も変らなかったが、一六日の地労委の第一次幹旋案提示以後、幹部の動揺が見られて組合側の主導性が弱まって経営者を立直らせる傾向を生じ、ついに二一日、左の幹旋案を両方で受諾して、二週間にわたる銀行ストは妥結するに至った。

(幹旋案—その一)

一、昭和二八年四月以降九月迄の定例給与及び七、八、九、三カ月について支給す

べき賞与前払分については、福岡地方労働委員会の決定に一任する。但し、七、八、九月の定例給与増加分の配分についてはベースアップに関する要求書の原則を尊重し、給与格差の適正化を旨として双方協議の上決定する。賞与前払分については各新定例給与に比例せしめて配分する。

二、昭和二八年一〇月以降の月収額は前項の合計月収額を下廻らないものとする。但し、定例給与については、経済的基盤並に業態等を勘案した適正な均衡を類似規模の銀行との間に保つよう努力すること。

三、退職手当金及び保養休暇規定並に就業規則一部改正に関する要求については従来交渉経過を尊重して更に双方協議する。

四、団体協約の締結に関しては、すでに進められていた交渉を続行し、双方誠意をもってこれが早急なる解決に努力する。

五、両当事者は互に今次争議に関連し責任の追求をなさず、且今後公正なる労使関係の確立に努力する。

[附記] 幹旋第一項において福岡地方労働委員会に決定を委任した事項については、本幹旋案が双方において受諾された後直ちに決定し、文書をもって通告する。

昭和二八年七月二日

福岡銀行争議幹旋員

代表 福岡地方労働委員会

会長代理 馬場克三

福岡銀行従業委員組合

執行委員長 中島勝蔵殿

(幹旋案補足事項)

一、給与の配分について

1、昭和二八年度に於ける新制高校卒業新規入行者については男女の初任給を同額とする。

2、ベース増加の範囲内に於て次の各項の実現に努力する。

イ 新規入行者の給与増額

ロ 同一年齢間の給与の格差縮小

ハ 傭員の給与の増額

二、幹旋案第五項にいう「当事者間の責任を追求しない」という点については

1 組合側は本件に関連して不当労働行為の提訴をなさぬ

2 会社側は本件に関連して組合員を業務妨害を以て訴え或は労働法にいう不利益な取扱いをなさない(転勤、昇給、昇格等を含む)

三、幹旋案第五項の後段にいう「公正な労使関係」という点については将来とも会社は組合介入の事を厳につつしむと共に組合に於ても組合の民主的運営に努めることである。

(注)以上補足事項は口頭による幹旋員の答弁にして当日の議事録に収録され法的対抗条件となるものである。

(幹旋案—その二)

福岡銀行争議に関する幹旋案については両当事者から受諾の旨回答を受けたので、幹旋案附記に基づき左の如く通告する。

一、昭和二八年四月以降九月までの定例給与は月額一万七五〇〇円とする。

二、昭和二八年七、八、九月について支給すべき賞与前払分の月額は一五〇円とする。

昭和二八年七月二日

福岡銀行争議幹旋員

代表 福岡地方労働委員会

会長代理 馬場克三

日本労働年鑑 第27集 1955年版

発行 1954年11月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2001年10月16日公開開始

